

障がい者総合支援制度全体図

障がい者総合支援法に基づくサービス等

自立支援給付

障がい福祉サービス

介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・行動援護
- ・重度訪問介護
- ・生活介護
- ・重度障がい者等包括支援
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・短期入所
- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労選択支援（※令和7年10月以降）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型、B型）
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）

地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

計画相談支援給付

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補装具

地域生活支援事業等

地域生活支援事業

- ・相談支援 ・意思疎通支援
- ・日常生活用具 ・移動支援
- ・地域活動支援センター ・福祉ホーム 等

支援

- ・広域支援 ・人材育成 等

地域生活支援促進事業

- ・発達障がい児者支援
- ・障がい者虐待防止対策
- ・障がい者就労支援
- ・障がい者の芸術文化活動の促進 等

児童福祉法に基づくサービス

障がい児通所支援

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

障がい児相談支援

- ・障がい児利用援助
- ・継続障がい児支援利用援助

障がい児入所支援

- ・福祉型障がい児入所施設
- ・医療型障がい児入所施設